

第  
1901  
号

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年10月2日 火曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 小規模企業共済制度の掛金

**Q** : 社長が、小規模企業共済制度に加入し、先日、掛金を納付しました。その掛金について福利厚生費で処理しようと思っておりますが、よろしいでしょうか。

**A** : 福利厚生費として処理することはできません。

### 【解説】

「小規模企業共済制度」は、小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業を廃止したり役員を退職した場合などに、その後の生活の安定や事業の再建などを図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば事業主の退職金制度といえるものです。

この制度に加入できるのは、一定規模以下の法人の役員と個人事業主です。したがって、掛金はこれらの個人が負担すべきものです。

ご質問のように、役員の場合には、福利厚生費として処理することはできず、その役員に対する給与とされます。この場合、月以下の単位で定期的に支払うものは報酬、臨時に支払うものは賞与となります。

なお、この掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除することができます。控除を受ける場合には、年末調整の際に保険料控除申告書に証明書を添付するか、または申告の際に確定申告書に証明書を添付しなければなりません。

